

会議録
令和2年第1回更別村議会定例会
第2日（令和2年3月11日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 意見書案第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の件
- 第 3 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明
住民生活課長	佐藤成芳	建設水道課長	新関保
保健福祉課長	安部昭彦	子育て応援課長	宮永博和
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会教育次長	川上祐明
農業委員会事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、松橋さん、5番、太田さんを指名いたします。

◎日程第2 意見書案第1号

- 議 長 日程第2、意見書案第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、太田さん。

- 5番太田議員 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

いま、少子化の進行や子どもの貧困が北海道の喫緊の課題となっています。2017年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態にあり、経済的理由で受診を断念せざるを得なかった世帯が17.8%、非課税世帯では32.6%と高いことが分かりました。すべての子どもたちの健康を守るため、お金の心配をせずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の子ども医療費助成制度の拡充が求められています。しかし、北海道の子ども医療費助成の通院無料化は3歳未満、その上所得制限や一部負担金があり、他県から比べても大きく遅れており、道内の市町村では中学生や高校生までにと医療費無料化のとりくみが広がっているが地域によって格差があり、道の制度拡充による底上げが求められています。

「子どもの医療費無料化の拡充」は、幅広い道民のねがいになっており、子どもたちをめぐる厳しい実態からも、一日も早い改善が求められていることから、下記について要望し、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、小谷議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 村政に関する一般質問

○議 長 日程第3、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

質問は、更別村市街地活性化実施計画、平成22年度から31年度までですが、今年度で終了することから、次期計画策定の必要性とそれらに基づく政策効果の検証、改善等が行われる結果重視の政策についての質問であります。

ご承知のように、この計画は本村の第5期総合計画において、誰もがいつまでも住み続けたいまちづくりが継続されている中で、更別、上更別の市街地区が住民生活の拠点として多くの人が集まる場所として位置づけられているものの、少子高齢化や人口減少などでにぎわいが喪失されるなど、市街地の活性化に向けた喫緊の課題としてそれを取り組むこととして、平成20年度に基本計画、平成22年度に実施計画が策定されました。この間、交流拠点施設マナカを初め、市街地への誘導看板の設置や開発庁舎跡地の利活用、歩道や道路の整備、公園の大型遊具の完成など、上位計画である総合計画を着実に進めるべく、市街地を中心とした事業がこれらの計画により進められたと認めているところであります。

第6期総合計画が平成30年度からスタートしている中で、本村の人口は1月末現在で3,163人、10年前のこの計画のスタート時から比較すると323人が減少するなど、まち・ひと・しごと創生総合戦略や各種計画に基づいて政策が実施されているものの、人口減少には歯止めがかかっていないところであります。市街地を初め、村全体の活性化に向けたさらなる事業の展開が必要だと思ふことから、次の点について質問させていただきます。

1つ目として、今年度で終了する市街地活性化実施計画に代わる次期計画として、地方創生交付金を活用したさらべつまるごとブランディング計画の策定業務が現在進められていると聞いておりますけれども、その進捗状況はどのようになっているのか。

2つ目として、現計画で実施されなかった廃屋撤去に係る支援制度は、安全、安心な住

民生活と市街地景観の確保を目的としたものと理解しているところでありますけれども、これが実施されなかったのはどうしてなのか。また、実施に向けての計画がないのか。これが2点目であります。

3点目、提供できる宅地用の村有地がゼロとなった今回の団地造成は、遅過ぎる計画だったと私は思っているところであります。移住、定住を推進するためにも住居の確保が絶対に必要であります。団地造成を初め、定住化促進住宅や公営住宅、民間アパートの増設など、将来を見据えた居住対策が必要だと考えているところであります。

以上3点について村長に質問したいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんの更別村市街地活性化実施計画終了に伴う次期計画についてのご質問にお答えをいたします。

更別村市街地活性化計画につきましては、平成20年度に策定した更別村市街地活性化基本計画に基づき、平成22年に商店街を中心とした豊かで活力のある地域社会と市街地の形成に向けまして、実現性や優先度の高い事業を具体化した計画として策定しました。期間は平成22年度から31年度、令和元年度の10年間であり、にぎわい創出プロジェクト、健やか安心プロジェクト、町並み快適プロジェクトの各分野に事業を位置づけるとともに、策定に当たっては事業の推進との関わりの深い商工会や地域の代表、関係団体等の参画により市街地活性化協議会を設置し、議論を深めた中で事業計画を取りまとめております。

ご質問の1点目、さらべつまるごとブランディング計画の進捗状況につきましては、平成30年度から3か年の事業として取り組んでいるところであります。1年目に観光協会、農協、商工会など関係する団体のご協力によりさらべつブランディング協議会を設立し、郊外地のブランディングについて協議を重ねております。また、本村に訪れた方にアンケートのご協力をいただき、村外からの視点による本村の強みや弱みなどの意見や提案をいただいております。2年目の本年度は、これまでの市街地活性化計画が最終年であることを念頭に置き、市街地のブランディングについてワークショップ形式などにより協議を進めております。これまで市街地活性化計画の中で実施を進めてきた業務等について意見や評価を伺うとともに、将来にわたって更別に残したいもの、にぎわいをもたらす方策などについての議論を深めてまいりました。

この2年間の協議を経て、具体的な提案としまして、キャンプ場に限らず、村内どこでもキャンプができる環境の整備、観光集客施設のネーミングの再考、案内看板の統一化などがあります。また、実現に当たっては、制度的な課題とともにブランディングや活性化を推進する人材の確保を提起されております。令和2年度が最終年度となりますので、本村の課題を受け止めつつ、交流人口の増加に向けたプランの具体化と本村にふさわしいブランド化によるにぎわいの創出を目指し、ハード、ソフトの両面からの実施計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の2点目、廃屋撤去に関わる計画についてでありますけれども、ご

指摘のとおり、現在の市街地活性化計画における事業として計画はしてはしておりましたが、これまで具体的な実施には至っておりません。今後高齢化や人口の減少に伴い、市街地の空き家が徐々に増加することが想定されます。ご承知のように、村では空き地・空き家バンクを設置して、所有者の方の意向を調査しながら、空き家の活用が進むように取り組んでおりますが、現状では所有者の事情により貸し出せない、あるいは新たな空き家が生じても借り先が既に決まっているという状況となっております。現状では空き家の利活用を優先して取り組んでおりますが、空き家が長期にわたれば廃屋という好ましくない状況にもなります。引き続き空き家とともに廃屋の状況を把握するとともに、本村の良好な景観形成に向けまして今後のブランディング計画における課題として調査検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、将来を見据えた居住対策についてであります。宅地造成を初めとする住まいの場については、転入、転出や自然増減の動向など状況を把握しながら適切に確保する必要があることと認識しております。分譲地の状況や公営住宅、民間賃貸住宅の入居状況等を踏まえ、昨年9月には補正予算により民間賃貸住宅の建設助成を行ったところがあります。また、公営住宅につきましては、計画に基づき解体と建て替え整備を実施しており、曙団地公営住宅につきましては令和2年度の整備をもって計画は完了予定となっております。移住、定住における全体的な対策としては、総合計画とともに次期総合戦略においても引き続き住宅建設補助事業の推進、また住宅リフォーム制度の実施、民間賃貸住宅建設促進事業の推進を盛り込んでまいります。これらの施策を総合的に進めつつ、住宅あるいは宅地の需要と供給の状況を見据えるとともに、令和2年度におきまして予算提案させていただいております宅地分譲につきまして、販売の推移を見きわめつつ次の分譲計画を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 全国的に人口減少が進む中、本村の人口とにぎわいを確保するという事は、言うのは簡単に言えますけれども、非常に難しいことはご承知のとおりであり、私もそこは自覚しているところであります。ですけれども、これは最大のチャンスなのだという事を捉えて、いろんな政策に向けてやっていただきたい、そんなふうに思っているところであります。

ここで再度2点に絞って質問させていただきたいなと思います。1点目ですけれども、先ほどの廃屋撤去の答弁の中にもありましたけれども、課題として検討していく、ブランディング計画の中にも、のせていくという考え方なのでしょうけれども、私はやはり美しい環境を守るためには個人の責任で撤去していただくというのは、これは大原則だと思うのです。これを忘れてはならない。これは、当たり前のことなのです。ですけれども、現状を考えていけば、やはり個人の財産ですから、当然いろんな考え方を持っている人います。

そこで、考えていただきたいのですけれども、更別村には景観保全条例というのがあります。これは、要するに更別の景観を守っていくのだ、そしてそれを将来に残していくのだ。自然環境をです。それから、環境美化のためには廃屋等の撤去も当然なのだというような、そんなふうにつくられたのがこの条例なのだろうというふうに思っているところでもあります。したがって、その中にもちょっと書いてありますけれども、必要な措置を講じることができる。必要な措置を講じるのだというようなことをうたっているわけなのですけれども、したがって支援制度をやっぱり真剣になって考えていかなければならない。以前にも質問させていただいておりますけれども、十勝管内でも8町村、そういったことをやっている、それからやった経験がある町村があります、現実には。だから、一つのきっかけづくりとして、やはりこういったことも考えていかなければならないのだろうというふうに思っているところでもあります。

2点目です。更別村定住化促進住宅についてでありますけれども、市街地と農村部には今3戸の定住化促進住宅があるわけなのですけれども、その中で、つい最近やったのですけれども、農村部にある1戸の住宅のことです。何回も私個人的にも見に行っているわけなのですけれども、農村部にあるということ、それも低地にあるというようなことで、非常にそこに住むのに環境がいい場所ではないなというふうに理解していたところ、なかなか更別をPRするための定住化促進住宅としては難しいのだろうな、魅力がちょっと足りないのかなということから、どうにかならないのかなと思っていたところ、要するにその住宅の購入希望者がいるというような情報もありました。まず、この際、売却も検討したらどうなのだろうと。ただ、いろんな場所があると思うのです。いろんな場所の中でいいところ、悪いところあると思うのですけれども、悪いところは完全に個人に売ってしまえるところは売ってしまう。その代わり村で造るところは造るのだ、そんなような考え方を検討してみたらどうなのかなというふうに思っているところでもあります。

そして、もう一つ、市街地にある2戸の住宅についても、これずっと言い続けているのですけれども、非常にやっぱり古いですよ。だから、魅力あるように建て替えなり、それから2戸ではなくて、PRするためにはまだまだ増設していかなければならないのだろうというふうに思っているものですから、この2点についてどうしてもブランディング計画の中に入れて、村民の皆さんの意見も賜りながらやっていっていただきたいなど、そんなふうに思っております、この2点について再度質問させていただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点いろいろとありましたけれども、1番目の廃屋に関しては、これ上田議員さんからも安村議員さんからも織田議員さんからも何回か本当にたくさんのご質問をいただいて、ちょっと反省をしているのですけれども、そのために廃屋に関しての道の有識者会議に基づく、空き家の措置法に基づく条例制定の件、あるいは町村会の北海道の会議に行きましたときに、町村会での空き家対策についての廃屋についての分科会等に委員として参加もさせていただきましたけれども、全道的にはしっかりと取り組んでいる

自治体もたくさんあるというふうには認識しております。

空き地対策につきましては、基本的には上田議員さんおっしゃったように所有者の責任においてということもありますけれども、現在の状況あるいは人口減少等の状況を鑑みまして、やはりその部分についてはある程度の支援策、条例等の制定は今後、今まで検討します、検討しますということで回答を申し上げてきましたけれども、一歩前進をして、本当に周りの自治体の部分とかいろんな部分を調査しまして、その部分にしっかり事前に早めに手を打って、そういうような制定についても前向きに検討していく必要があるのではないかと今考えております。そういう点で、空き地、空き家対策、村が定めている環境条例もありますし、その部分に抵触する部分は出てくるというふうには今後考えられますということで、環境保全条例の趣旨に見合う良好な環境づくり、村づくりに向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうには考えております。

2点目の定住化促進住宅についてでございますけれども、これについても農村地区、それと市街地区、今お話ありました。これまでもいろいろな形でこの部分については質問もされてきました。定住化促進住宅につきまして、本当に利用者等もいるわけですが、老朽化している部分もあって、これの建て替えが必要ではないか。促進住宅でありますから、やはり魅力的な、そういうようなソフトの部分もそうですけれども、ハードの部分として住んでいただけるような環境もしっかり整えていかなければいけないのではないかと今考えております。

ただ、今農村地区にある部分ですけれども、購入希望というお話もあるというふうにはお聞きしてはいますけれども、この改修等に係りました交付金、考えますと、いろんな制約があるということでありまして、その部分ではしっかり勘案しながら考えさせていただきたいというふうに思いますし、今のところはちょっとハードルが高いといえますか、そういう点でありますし、逆に言うと、住んでいただけるということであればかって本当にありがたいことであるというふうには私は思っていますので、そういう点で何かいい方法が見つかればなというふうなことを考えておりますので、善処させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 最後の質問になりますけれども、本村には第6期総合計画を初め、様々な計画があるわけでありまして、私の言いたいのは、事業の着実な実施と常に検証と改善が行われ、その結果村としての成果はどうなったのか。こういった結果重視の政策が必要であり、そこに向かってやってきたとは思いますが、その点村長はどんなふうには考えているのか。要するに計画ありきではなくて結果ありきでやっていただきたいなど。もちろん計画をつくって結果を出すまでには、いろんな人の意見を聞くのは当たり前のことなわけですけれども、その点どのように考えているのか。これを私の最後の質問とさせていただきたいなと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今検証、それとしっかり実施をして、そして結果を出すということでありま
す。それは、行政の施策としてもいろんな部分につきまして当然であると思えますし、そ
ういうことをやっぱり責任を持ってやっていかなければいけないというふうに思っていま
す。ブランディングにつきましても、商工会青年部、女性部、観光協会、農協青年部、多
くの振興公社、スピードウェイとか、熱中の機構とか、いろんな形で協議会を形成してお
ります。様々な議論がなされていますし、真剣にまちづくりを本当にどうしていくのかと
いうことで、前にもご質問にお答え申しましたけれども、実際に今関係人口、交流人口が
大型遊具とかでたくさん来ているわけです。そういう点でいうならば、今拠点として市街
地活性化実施計画の中で実現をしましたマナカでありますとか、商店街の人の動向を考え
ますと、この間も私の構想でちょっとお話をしたのですけれども、まちの駅構想でありま
すとか、どういうふうに人をつくり、そして特産品をどういうふうに販売し、そしてそれ
を有機的に市街地のにぎわいと村の観光資源とを結びつけていくかということ、これを
本当に前向きに考えて計画を立てていくべき段階にあるというふうに私自身としては考え
ています。これまでの活性化実施計画の総括、そして評価、そしてなされなかったこと、
また今ブランディング計画の中で様々な計画もなされていますけれども、実際にその意見
を意見として聞くのではなくて、実際に計画に上げ、そしてそれを実現する。それを何年
計画でいつまでに本当に結果を出すのかということをしかり目的、目標を持って具体的
に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○2番上田議員 どうもありがとうございました。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき、ご質問させていただ
きたいと思えます。

まず、本日3月11日は、東日本大震災から9年経過いたしました。多数の尊い命が奪われ、
いまだ2,500名を超える方々が行方不明でございます。改めてご冥福をお祈り申し上げ
たいというふうに思います。自然災害の被害から学ぶべき多くの課題が浮き彫りにされて
いると思います。ふるさと、郷土に根つき、後世に伝え続けるべき大切さ、改めて私ども
はふるさとを愛する住民意識の向上を図る大切さを学ぶべき教訓を得たわけでありま
す。ふるさと更別の繁栄の礎とも言える守り、伝承すべき大切なものの1項目として、以下質
問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

更別村の開拓の歴史として、村の木カシワ、花スズランを指定し、平成10年には開村50
周年村史の発行、来る令和4年には開村75周年事業に向け、村史発行の編さんが進められ
ています。かねてより私自身懸念しているのですが、村のシンボルであるカシワ林並びに
スズランの自生地減少、壊滅状態にある現状を踏まえ、後世にその保護育成をどのよう
に図っていくのか、早急に検討し、取り組むべき事業ではないかと強く感じているところ

でございます。開村75周年事業を目前に控え、この機会を見逃すことなく、記念事業の一環として村の木カシワ、花スズランの保護育成事業が展開されるべきとの思いから、村長の実直なお考えをお聞きしたいと思ひます。

まず、1点目でございますけれども、更別村教育の日が今般実施されました。更別農業高校生徒によるプロジェクト発表「更別村のスズランを守れ!!!～スズランの栽培からスズランマップの作成～」この発表を受け、村長はどのような感想を抱きましたかお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目、村の木カシワ、花スズランは、村の歴史を語る上で重要であり、保護・育成に向け、開村75周年記念事業の一環として取り組むべきとの思いから、事業計画への盛り込みが必要と考えるが、見解を求めたいと思ひます。

3点目、村の花スズランを村のイメージアップPRとして、村観光協会では昭和56年から平成2年までの10年間、すずらん祭りを開催し、10年間での課題もしっかりここでは検証されつつも現在に至っております。更別農業高校生が危機感を持って、今なお継続的に栽培研究している。このことを踏まえて、村も共同研究としてバックアップすべき必要があると思ひますが、対応について見解を求めたいというふうに思ひます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの開村75周年事業での村の木カシワ、花スズラン保護育成事業の実施についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の更別村教育の日において、更別農業高校の生徒さんによる更別村のスズランを守れ、スズランの栽培からスズランマップの作成のプロジェクト発表の感想でございますけれども、率直に申し上げましてこのような取組がこつこつと地道に精力的に進められていることを私は今回の発表をお聞きするまで全く認識しておりませんでした。大変恥ずかしく思っておりますと同時に、村の花に制定されているスズランの保護と育成、さらには栽培等の研究や実証の試みが本当に意欲的になされていることについて大きな感銘を受け、感謝の気持ちでいっぱいであります。

特に近年スズランに対する関心が少しずつ薄らいでいる現状を見ますときに、改めて更別農業高校生の村への課題提起とその解決の自主的な取組に敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げたいと思ひます。これまでも更別農業高校生による、村や地元企業、生産者との連携の下、更別産の農作物やスモモなどを活用した特産品の開発、村内でのイベントへの積極的な協力、福祉ボランティア活動、子どもたちとの様々な交流活動に大いに力を発揮していただき、本村としても更別農業高校が本村にはなくてはならないすばらしい貴重な存在であると認識しております。村の誇りと考えているところであります。

2つ目の開村75周年記念事業の一環として、村の木カシワ、村の花スズランの保護育成を進めてはどうかということですが、安村議員さんのおっしゃるとおり、本当の歴史におけるこの2つの木と花の重要性は非常に大きなものがあると私も認識しております。更別村の木、花の指定は昭和47年2月17日の開村25周年記念事業協賛会で決定をされ、同

年8月1日に制定、告示されたものであります。

その意味するところは、村の木カシワについては、更別村に開拓のくわが下ろされるまではカシワ樹林が多く、先人たちはこのカシワの木を薪炭、坑木、枕木などにして販売し、経済を支えてきたことから、カシワの巨木は開発とともに希少価値が高く、ぶこつなたくましが男性的で、大きく伸びゆく更別村を象徴するものとして制定されております。また、村の花スズランは、カシワ樹林に生息している対になっている草花でもあります。葉の下に花を持ち、純白、清純で香り高く、美しく咲き、女性的な花で、無限に発展する更別を象徴することから制定されたものであります。

その後、農家の私有地を中心に広がっていた豊富なカシワ樹林も開発が進むにつれて伐採をされ、姿を消していつているのが現状であります。残っているカシワの木は、自然木が多く、地域森林計画の対象民有林の天然木、カシワ林の面積は254.24ヘクタール、そのうち村有林が79.18ヘクタール、31%でありまして、7割以上が村営牧場D牧区に存在をしております。近年では木材としての利用価値が高くなく、面積が減少する要因となっております。スズランの花も、村のイベントやPRに大きく貢献しておりましたが、乱獲と荒廃により次第に大きな群生地が消滅してきているのが現状と認識しております。

このような中、村の木や花として制定された歴史的な意義を踏まえ、その保護育成を行っていくことは重要であると認識しております。現在75周年の事業内容は、記念誌の発行としており、記念誌編集委員会におきまして日々編集作業が進められております。これまでの本村の大きな記念事業は10年ごとに立案、計画が検討され、実行されてきていることから、現在開村75周年記念として記念事業を展開する考えはありませんけれども、今後開村80周年に向けた各種周年事業の内容を盛り込みながら検討していければと思っております。スズランの育成には5年以上の歳月がかかることから、高校とも連携を含めた検討が必要と考えております。

3点目の更別農業高校との共同研究への支援についてでありますけれども、ここですずらん祭りの開催と休止の歴史を振り返ってみたいと思います。当時村観光協会の会議で、村の花スズランとレストラン白樺を宣伝して村のイメージアップを図る目的ですずらん祭りが開催されました。第1回は昭和56年6月14日に開催され、鉢植えスズラン無料提供200鉢、モデル撮影会、焼き肉、牛乳の無料提供などが行われ、90人以上が参加をした白樺ロードレースも実施をされました。大盛況であったと村史に記載をされております。しかし、残念ながらすずらん祭りも駐車場の問題、あるいはスズランの乱獲、踏みつけなどの被害などで平成2年の第10回をもって残念ながら休止となりました。その後、乱獲と荒廃を懸念して昭和56年から58年までの3年間、更別農業高校に委託して栽培方法の研究が行われています。農業高校の試験圃場での自生地から栽培を始め、生育試験、冷蔵庫冷蔵の栽培などを行い、苗の一部はレストラン白樺周辺の林地でも栽培試験を行っております。道内では、平取地区の芽生地区の野生スズランの群生地が有名であります。15ヘクタールと日本一の面積を誇っています。多くの方が足を踏み入れ、絶滅の危機に瀕したスズラン保護、

管理し、およそ10年の歳月をかけ、自然の状態に回復させました。シラカバの木立に囲まれた観賞用道路から眺める白く可憐な花は町の花となっています。

今回更別農業高校生が危機感を持って継続的に栽培研究していることは、再び村の花スズランの復活に向け、大きな一歩であると考えております。村としても高校との共同研究やバックアップをどのように行っていったらいいのかという点で、また周年行事における事業化の有無、また展望も含めて村や観光協会、関係団体としっかり連携、協議をしながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 詳細にわたるご説明いただきましてありがとうございます。大分次の意見も重複する部分出てくるかと思えますけれども、今ご説明いただきましたスズランの育成保護についての見解といたしますか、経緯を説明していただきましたけれども、私も議員になって2期目という形でございますので、更別開村70周年記念事業は参加させていただきました。それで、記念木の桜の木だとかの植樹祭も参加させていただきましたけれども、その中で、もう既に村長がお答えいただいたようなスズランの壊滅状態の部分について話題提起がなかったということは、非常に私は残念に思っております。

ご説明にもありましたように、更別農業高校のスズラン栽培研究につきましては、村長からも説明いただきましたけれども、既に昭和56年から58年、いわゆるすずらん祭りの開催のときに試験委託という形で、高校生がその時点で3年間のプロジェクトをつくって研究しております。逆に言えば、そのノウハウはあるはずですが、基本的には。そのノウハウをどのように、今のせっかく復活したスズランを守れという更農高生の思いを含めて、いかに早く実現していくかという、これは私は実直に早急に実施すべきでないかというふうに思っているところでございます。

まして、これから更別村開村80周年に向けてという、その大きなくくりという部分ではなくて、今やれることからやるということが僕は大前提で大切ではないかなと思っております。これから5年間また放置するという形になると、自生地も含めて、そういう部分の土地の確保も含めて、気象の変更もございますので、極めて厳しくなる中で、やっぱり英断を持って早急に実施すべきというふうに思っております。その点についてまず1点目、ご回答をいただきたいと思います。

スズランの自生地の関係で説明いただきました2点目でございますけれども、自生地と適応自生地、スズランがカシワと一緒に共生しているという部分の実態も説明いただきましたけれども、そこには過去においての非常に大切な歴史といたしますか、ヒントがあると思っております。今般、旧勢雄の保養地区、本当に昭和五十何年の話をしますと、レストラン白樺、あそこが自生地の最大ポイントでありました。そこを利活用、PRすべきということで、村観光協会を中心にすずらん祭り、10年間実施した経過があるということでございます。これは、皆さんも更別村史、50周年史を見れば明確に記されている事実がござ

います。それは、再生するという、カシワの木もあります、まだ。まして、本当に今回、もともとがあれは村の所有地だったものが、企業誘致という形で売却して、レストラン白樺になって、転売され、旧保養地域というか、そういう形で変わってきて、今その部分の財産を村に譲渡している。無償譲渡していただくという形で受けているわけですから、それは取得したときも利活用について考えていくという回答もいただいていますので、その点はやっぱりあそこが適地であるという部分と観光も含めた中の一連の中で捉えていくのも一つの方法ではないかなと私は考えています。その点の取組についての見解についてご説明いただければというふうに思います。

また、更別高校、更別高校生が地元でない生徒がプロジェクトで発表していただく、これは本当に頭が下がります、正直言いまして。その中で、村として何をすべきかという部分は、単なる教育の日の発表だということにとられることなく、きちっと英断を持って、共同研究するものとする、やるものはやるという形で、その積み上げを継続的な積み上げの中で早急に実施していただきたいという思いがあります。その点についてのご見解を求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの今のご指摘、本当にごもっともであるというふうに考えております。1点目の、私としては大きな行事のくくりとしては80周年あるいは75周年の編さんというふうに考えておりますけれども、これ逆算しますと、今農業高校さんが取り組んでいる共同研究とか、そういう栽培研究につきましては、スパンでいくとちょうど5年あるいは10年という形で進んでいくと思います。そこまで何もしない、手をつけないということではありませんで、私の思いとしては観光協会とか、いろんなうちの関連する課もありますし、また地域おこし隊とか、いろんな形の活用もあると思います。何としてもそこまでにゴールを決めて、群生地を復活する。村の花を再びカシワと同時に、今やれることはしっかりやっていかなければいけないですし、これは直ちに農業高校さん等の関係も含めましてしっかりやっていかなければいけないというふうに考えております。

56年、57年、58年の本当にすばらしい栽培の経過のレポートが存在をしました。編さん室からお借りしてきたのですけれども、レストラン白樺で芽の採取から行い、そして今はエア・ウォーターさんになっていますけれども、当時ニチロでありましたけれども、冷蔵庫に、そして保管をさせていただいた、その解凍をして、また北更別区あるいは勢雄地区に植栽をしたと。いろんな形で芽の越冬、あるいは促成栽培、開花率、全て記録をされているわけで、これが脈々と今まで受け継がれてきたということについて本当にありがたいというか、そこに村の花のことを思って農業高校生がしっかりと取り組んでもらっているということについては、安村議員さんと同じで頭が下がるといいますか、本当にありがたいことだと思っていますし、この機会を何としても逃してはならないというふうに思っていますので、カシワの木あるいはスズランの自生地の復活を目指して、今やれるべきことは直ちに着手をしながら取り組んでいきたいというふうに考えています。

2点目の勢雄ですけれども、本当にすごい群生地があつて、管内的にも非常に有名だったというふうに聞いております。当時、昭和56年4月の観光協会の総会におきまして、ちょうど新帯広空港が開設をされ、ジェット化をされた。これは、十勝の観光の黎明期であると、先人たちの先見的な思いから、これを機に村の花を、そしてレストラン白樺を売り出そうと、村のイメージアップ、PRを図っていきましょうということから始まったというふうに聞いております。その思いを我々はやっぱり引き継いでいかなければいけませんし、今勢雄のところで譲渡を受けた部分もありますし、その部分のいろんな問合せも来ておりますけれども、スズランの花のことも含めましてしっかりやっていきたいなというふうなことを考えて、どういうふうな利活用ができるかについては前向きに考えていきたいというふうに思います。

ただ、群生地が全くなくなったというわけではありませんし、ここではお話しすることはできませんけれども、本当に村の中ではそういう形で健やかに育っているところもあります。その部分をしっかりと保全、保護をしながら、そして農業高校の皆さんとしっかりと手を組んで、本当にどこの部分で支援できるのか、どうしたら再び復活できるのかということ、これは単に花の復活ということではなくて、村のイメージアップ、そして村づくりにとって根幹に据えながらしっかり頑張っていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村長、ありがとうございます。私としては、私は生まれ育ったのが更別ですので、スズランの自生地というのは非常に多くの地域にございました。道路縁に、春先といいますか、6月ごろ行けば必ずスズランの花が咲いておりました。それは、農業の近代化も含めて、土地の拡大を含めて、いろんな部分での総合的な環境も含めての中で、自生地が減少してきているという現実を本当に目の当たりにして、私は村の花スズラン、そしてまして村の木カシワ、これは本当に共生しています、はっきり言いまして。これは、共に生きるという中の本当に更別村の村の木と花という部分ではすごく僕はすぐれた対応だというふうに評価しております。

その中で、私はその部分の対応、まして、失礼な言い方ですけれども、隣村では民間の方が、民間の企業が購入して、境界地なのですけれども、カシワ林の大きなカシワ、7ヘクタールのカシワ林、その中にはスズランも現実的に自生しています。そういうことを目の当たりにすると、村としての木のカシワとスズランに何も手を打たないという部分は、私は頭が下がるというよりも、ぜひともそこは復活してほしいと思っています。いずれにしても、そういう対応の中で一つの私の提案として、旧レストラン白樺、あそこは再開発、観光も含めて利活用できる部分があるのではないかと強く思っておりますので、その点もう一度村長の見解を求めたいというふうに思います。

私は、浪花節ではないですけれども、スズラン香る平和郷、日高連峰を右に見て、人を尊び、人を褒める。これは、旧更別中学校の校歌であります。2番目に、理想の人を目指

しつつ、平和に栄える村つくるという文言がございます。私が幼少期に村の大切なスズランなりなんなりを校歌にし、そして村を、郷土愛を前面に出す校歌、そういうものがあるという事実をぜひとも後世に伝えるべく邁進、努力していただきたいと思っておりますけれども、最後にその見解も含めてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今すばらしいお話をしていただきまして、本当にありがとうございました。今ご指摘があったこれまでのご質問も含めまして、しっかりと村の木カシワと村の花スズランを守っていく、あるいは守り育て、そして再び繁殖をさせていくということ、まさにこの2つを守っていくことは歴史を、人々の思いを受け継ぐことであり、そして村の未来を切り開く、その一端となるというふうに考えております。しっかりとこれから取り組んでまいりたいと思っております。以上、回答といたします。

○6番安村議員 ありがとうございました。終わります。

○議 長 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 通告に従いまして、地域おこし協力隊が活躍するための施策について一般質問させていただきます。

地域おこし協力隊は、村が課題に持つ人口約3,200人の村がこれからも生き残っていくために、新たな視点や発想を持ち、地域の活性化となる活動するために採用しています。業務は各担当課によって様々ですが、産業課における協力隊3人の業務は観光振興や特産品開発支援業務で、更別村が長年苦労している課題と感じています。職員と協力隊が課題解決に向け努力していることは理解できますし、その中で試行錯誤しながら協力隊3人を採用し、取り組んでいるわけですが、時に3人が同じ名目の業務に取り組むということが弊害になり、協力隊一人一人のスキルを存分に発揮しにくい状況にあるのではないかと思います。そこで、改めて協力隊の環境整備を見直してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

1、協力隊一人一人のスキルを生かすために、隊員が自ら提案してもらう形を強化し、イベント担当、ツアー担当、商店街や更別村のブランド化担当など、一人一人に特化した担当を与え、3年後のビジョンを持って任務に当たってもらう。ゆえに村の課題解決から協力隊の意識向上、起業、就業、定住につながり、やりがいにつながる施策となるのではないのでしょうか。

2、メンター制度の導入により、協力隊を成功させるためのサポート体制を充実させる。

職員が各課にとらわれることなく、指導や相談役として特化した業務を持ち、精神的な支柱となるサポート業務で協力隊を常に活性化できるのではないのでしょうか。

3、協力隊がPRできる拠点活動をつくる。これは、協力隊の仕事を知ってもらい、協力隊自身を知ってもらうことで、地域に根差し、応援され、更別のにぎわいを果たせることができるのではないのでしょうか。

4、うどん作りの製造体制の見直し、生麺は本当に必要なのかという議論。現在、生麺の製造は協力隊の業務に含まれ、乾麺は外部委託しています。現状の協力隊業務の場合、生うどんをPRして販路を拡大し、忙しくなればなるほど自分たちがやりたい仕事ができなくなり、自らの首を絞めるということになってしまい、協力隊の意識を低下させてしまうのではないのでしょうか。もし生うどん作りを協力隊の業務の一部として伸ばしていきたいのであれば、更別でうどん屋を開業したい気持ちを持った人を専属で採用し、例えばB級グルメ、更別和牛うどん（仮称）などPRを存分にしてもらうようにすべきではないのでしょうか。

以上、村長の所見をお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんの地域おこし協力隊が活躍するための施策についてのご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊制度は、地方自治体が都市住民を受け入れ、一定期間以上農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住、定着を図る取組について特別交付税措置が講ぜられるものでありまして、平成21年度から実施されております。本村におきましても、人口減少や少子高齢化が進行してきていることから、地域外から人材を積極的に受け入れ、本村への定住、定着を図るため、平成24年に更別村地域おこし協力隊設置要綱を制定し、制度を活用しているところであります。

実績といたしましては、平成24年度に観光支援員1名を産業課へ、特産品開発支援員1名を企画政策課へ配置してから、これまでに15名を任用しております。現在は6名が在任しています。なお、任期満了した9名のうち4名が現在も村内に定着しているところであります。産業課には企画政策課に配置していた特産品開発支援員2名の配置替えを行ってから、観光特産品開発支援員として3名の配置をしているところであります。

ご質問の1点目につきましては、協力隊一人一人のスキルに応じて特化した担当を与えたほうがよいのではないかとのご提案でございます。これまでも協力隊からの提案を受けて、観光面では観光協会フェイスブックの開設、観光パンフレットの制作、春探しサイクリング、星空観察会、コケリウムのワークショップ、商店街ナイトマーケットなど、特産品開発面ではさらべつさんうどんレシピコンテスト、うどんの日、農業高校の特産品開発支援など様々な取組を実施してきているところであります。

各人の採用時期が異なることもあり、担当を固定しないことで自由な発想での提案が可

能になっているものと考えております。しかしながら、ご質問にありますとおり3年という限られた期間で本村に定着するためにはビジョンを持った活動も重要であることから、可能な限り本人の希望する研修等への参加も認めているところであります。今後とも様々な取組から得られる経験を通じて本村への定着につながるよう、支援を続けていきたいと考えております。

2点目のメンター制度の導入ですけれども、協力隊にかかわらず、職員の育成、指導は重要であると認識しているところです。業務が多様化する中であって、限られた職員数で業務を執行しているところでありまして、課を超えたメンターの配置は難しいと考えております。なお、協力隊にあっては企画政策課が総合窓口となっていることから、各課所属の協力隊の相談対応も可能となっております。所属課の上司、先輩等の育成、指導と併せて対応していければと考えております。

3点目の活動拠点の整備についてですけれども、本村の協力隊は任務に応じて分散配置しており、拠点的な場所を設けることは困難であると考えていますけれども、引き続き協力隊の活動が村民の皆様に認知していただけるよう情報発信に努めていきたいと思っております。

4点目のさらべつさんうどんの製造体制の見直しについてですけれども、さらべつさんうどんは特産品の開発、研究、販売、普及などを主な目的として村、JA、商工会、さらべつ産業振興公社、更別農業高校で組織するどんぐり推進部会が事業主体となって取り組んできているところであります。活動費用は村とJAが負担し、部会長はJA営農部長、事務局は役場産業課が担っており、産業課に配置する協力隊も事務局員となっております。

生麺が本当に必要なのかというご意見ですけれども、どんぐり推進部会では設立当初から村の農畜産物のPRや販売促進に取り組んできており、これまでもどんぐり村のポテトチップスや金時甘納豆などの商品開発を手がけてきております。地元での製造ができないことから、村外へ外注をしているところであります。さらべつさんうどんにつきましては、生麺、冷凍ゆで麺、乾麺をそれぞれ外注して商品化の検討を進めてきた中で、生麺の細かい品質の調整を行うためには外注ではコストがかかり過ぎることから、農産物加工工房整備の可能性も視野に入れ、製麺機を導入し、地元製造として取り組んできたところであります。取組当初は村で専任の臨時職員を単費で雇用しておりましたが、財源措置のある協力隊制度を活用することとし、現在に至っております。生麺の製造は改善センター調理室を間借りしている状態であることから、週1日を基本としており、職員は1日当たりで2名ですが、どんぐり推進部会でパート1名を雇用し、もう一名を事務局員である協力隊が交代で従事しております。現在3名の協力隊員がいることから、協力隊1人当たりの従事日数は一月当たり1日から2日となっております。

観光特産品開発支援を行う協力隊の任務としてさらべつさんうどんの製造、PR等が含まれているところでありますが、これらの業務がほかの業務に支障を来していることはないというふうに考えております。協力隊制度の趣旨でもある「地域協力活動に従事しながら地域への定住定職を図る」上でも、様々な業務の経験により地域とのつながりが生ま

れてくるものと考えておりますけれども、協力隊個々の活動に支障を来すようであれば、協力隊以外の従業員確保などの検討も進めていかなければならないと考えております。いずれにしましても、さらべつさんうどんの今後の方向性については、農産物加工工場の設置が難しくなったこともあり、事業主体であるどんぐり推進部会において議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 担当についてですが、村の課題に合わせた担当が私は必要ではないかなと思っております。

それで、ただいま1点目の担当ということのご回答で、担当を持たないことで自由な発想での提案が可能になっていると考えているようですが、私はこれは産業課における3人の協力隊という面ではデメリットになることもあるのではないかなと考えています。例えば自由な発想で提案していったことが協力隊がもしかそれが認められて業務に従事した結果が、ほかの協力隊からしてみるとあの人だけ自分の好きなことをしているとか、私は業務上の仕事をこなしているのに、自分の仕事なんかやっているとかなど、いろいろそういった不平や不満を持つ心理状態になるのではないかなと思います。もちろん協力隊一人一人がしっかり提案していけば本来は問題ないことですし、そういったことがあるべきなのは当然のことなのですが、なかなかそういった状況にもいかないのかなという現実があるのでないかなと思っております。

みんなが認め合いながら高め合い、業務に携わっていくことが理想ですし、自分の思いどおりにいかなかったときや業務上の挫折を感じたときなど、嫉妬に似た心理状況に陥りやすくなっているのが現状なのかなと思います。なので、私は自分のスキルを持った協力隊員に自分のスキルを持った担当を持たせ、責任を持たせながら、業務に当たり、その中でさらに自由な発想を持って提案していくことが複数人いる協力隊の中で進めていかなければならない施策だと思っておりますし、それが村の持つ地域課題に対して発展していけるすべではないかと考えています。担当を持つことで自分は何のための協力隊なのかということがもっともっと協力隊にとって明確になってくると思っておりますし、明確にしていくことが協力隊のビジョンを持った活動につながっていくのだと私は思っております。

うどんに関しても、今のところほかの業務に支障を来していないという考えもあるようですが、協力隊にとってさらべつうどんを特産品として有名にしていく活動をすればするほど、頑張れば頑張るほど見えてくるのはうどん作りから逃れられない負のループになってしまうのではないかなと思っております。財源措置のある協力隊を生かす考えでうどん作りがあるのであれば、やはり私は更別でうどん屋をやりたい、そういった協力隊を採用して発展することが協力隊の趣旨に合うことですし、特産品としても伸び代が出ていくことではないのかなと考えております。

更別村は何のための協力隊を受け入れているのか、地域に根差し、定住、定着を図り、

村の課題を解決する。そういったことを考えれば、もっと明確にした任務を与えなければ協力隊のビジョンはちょっとぼやつとした考えになってしまい、目標が定まらなくなっていってしまう気がします。目標が定まらない協力隊が村を活性化し、定住し、定着していくことが本当に可能なのか、改めて村長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんのご指摘ありました2点ですけれども、1点目の自由な発想と、あるいはスキルを活用するというようなところと、いかに課題を持たせて、その部分が曖昧になるということは非常に方向性としてどうなのかというようなお話がありました。これは、本当に地域おこし隊の本質にかかわる問題でありまして、私はそういうふうには認識をしております。いろんな要綱等で実際に定めているわけですが、そもそも協力隊の特徴というのは、まさに人的な支援であります。人である以上、個性があり、それぞれのスキルや人生感もあります。こうした多様な人材を地域に派遣していただいて、来ていただいて、もちろん地域おこし隊ですから、目的は地域おこしであります。従事してもらうことによって、いろんな特徴、あるいは隊員の実情に合ったマッチングが極めて重要であるというふうに考えます。これがうまくいけば、地域との化学反応も起きますし、地域の新しい可能性、あるいは地域おこし隊の隊員の皆さんのそのような可能性も大きくなっていくのではないかと、いうふうなことを思います。

そういう点で見れば、まず今課題として大きく挙げられておりますのは、協力隊員の全国的な課題でもありますけれども、地域の住民と協働して様々な活動に取り組むことで隊員と地域との信頼関係が醸成され、地域住民との主体性、いろんな活動の主体性が生まれるということでもありますけれども、実際にそれがあがる自治体の、実際にあるということではありませんけれども、自治体の単なる人員補填、あるいはこの事業を行うための補填として採用していたり、あるいはせつかく採用してもその部分だけやっただけで、村の人たちとのコミュニケーションが取れる機会がない。あるいは、束縛とって限定的な業務内容が固定をされていて、それ以外の活動が認められず、活動が広がらない。そういうようなことがありますし、一番根本的なのは自分たちがやりたいことと村がイメージしてこういうところで地域おこしをしていただきたいということのずれが生じている場合は、これは非常に根本的な部分としてその部分をしっかり認識して解決しなければ、今太田議員のご指摘あった部分については解決をしていかないと、思います。

今いろんな形で産業課にいる地域おこし隊の皆さん、そして企画課にいる地域おこし隊の皆さんにいろんな形で、先ほども紹介しましたけれども、フェイスブックの開設であるとか、観光パンフレットの制作、サイクリングとか、星座を見る会、一番大きかったのは商店街のナイトマーケットです。これは、彼らの発想で地域の人たちと商工会の青年部あるいは商工会本体と協力して、そういうような新しい事業展開してきた。そういうところでは、やはり自由な発想といいますか、その部分は村としても積極的に応援をしているところでありまして、その部分で束縛をしたり、その部分を認めないという方向ではありま

せん。したがって、彼らが持っているいろんな地域おこし隊になるまでの職業とか経験というのは非常に貴重なものですし、それを何とか彼らのスキルを村のニーズとPRとか、その部分、村おこしにマッチングをさせて、そして今後彼らの発想あるいは課題を共に出し合う中で、その解決に向けてしっかり取り組んでいく必要があると思います。その部分は、しっかりやっていきたいというふうに思います。

うどんですけれども、度々この問題については、私は一般質問だけではなくて、予算編成あるいは補正等、いろいろ何回か質問を受けてきました。何回もお話ししますけれども、地域おこし隊はうどん作りに来ているわけではありません。そのために地域おこし隊があるわけではありません。業務の一環として、7項目ありますけれども、特産品の開発、うどん製造、PR発信、販路開拓する活動ということで、3点目に明記をされております。活動概要についてです。だから、今生麺とか乾麺の話もありまして、うどん工房の話もありました。どんぐり推進部会が中心となっているものですから、その部分は村の中でもうどんについて何とか生産担い手になってくれるところがないかというようなことはずっと模索し、検討しております。その部分は今地域おこし隊が担っておりますけれども、その部分が全体に占める割合はそんなに大きくはないのですけれども、その部分はしっかり本来の地域おこし隊の活動とうどんづくり、今は推進部会等々歴史的な経過もありますし、財源的な問題もありますけれども、そこを整理しつつ、しっかりほかの例えば業者とか、実際にそういう工房をつくるとか、そういう点では推進部会あるいは村の中でしっかり観光協会等も含めて考えていかなければいけないと思っていますし、今まさにその時期が来ているのではないかというふうに思っております。ただ、お正月うどんであるとか、うどんの早食い競争であるとか、いろんな形でイベントも仕掛けておりますし、いろんな形でPRもされてきているという状況でもありますので、その辺も大切にしながら、しっかり方向性を見定めていければなというふうなことを考えております。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 何のための協力隊なのかという面では、村長の今の答弁でもあったとおり、私の考えとそんなずれはないのかなという認識を持っております。うどん作りに関しても、今後ますますどういった方向がいい方向なのかということを検討していった、協力隊が少しでも自分たちのスキルが伸びていくように、そしてやりたいことがやれるような環境をつくっていただければなと思います。

最後の質問ですけれども、1回目で話したメンター制度と協力隊の活動拠点についてお伺いしたいと思います。メンターの配置は、ご答弁であったように難しいところはあるのだなと、私も村長の答弁の話を聞いて、なるほどと思うようなところはあります。しかし、メンタルケアに関して、やっぱりステップアップしていかなければならないのかなとも思っております。役場の職員はみんな様々な業務を抱えて大変なことは理解しているつもりですが、どうすればできるのかということを職員ワークショップなど開催した際にはぜひ

話し合っていたきたいですし、少しでも発展した形で対応していただければなど思っております。現在そういったメンター制度、課の垣根を超えた人材と言われましても、確かに副村長ぐらいしかいないのかなとか、そんなことも思いますけれども、副村長もちろん多忙な業務を抱えていることは十分理解しておりますので、ぜひ検討に検討を重ねていただければと思っております。

活動拠点についてですけれども、分散配置をしているため、拠点的な場所を設けることはちょっと難しいというご答弁をいただきました。しかし、定住、定着という観点や村の課題という観点からは、協力隊が地域に根差し、知ってもらい、応援してもらうようになるためには私は必要な施策だと思います。その中で、新たな仕組みをつくるという施策を持って取り組んでみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。私は、財源措置のある協力隊だからこそ仕組みづくりによって解決できる問題があるのではないかと考えています。例えば空き家による協力隊の拠点づくりリノベーション、このことによって自分たちを知ってもらう中で空き家問題の課題を解決していく動き。例えば無料でもいいから空き家を引き取ってほしい、そんないろんな要望を募って、古い家を拠点にして空き家問題を解決してみる動きが必要ではないかと。

これは、民間では、古い家をリフォームしたり、販売したり、貸家にするのは、多額な費用がかかることとか、さっき上田議員の一般質問でもありましたけれども、そういったいろいろな絡みがあって難しいところがあったり、もしかリフォームしたところでどの程度の需要があるかも分からない。そういったことにはなかなか手を出しにくいのではないかなと思います。車の中古車とか、そういったものでは今の時代であればネットで調べたり、査定というマーケットがしっかりできているので、何かそういった相場の分かる時代にもなっているんで、そういったことは需要は簡単なのだけれども、空き家とか古い家、住まなくなった土地ということに関しては、今の世の中で需要があるのかなのか、いろんなこと、費用の面ということも考えても悩みの種ではないかということも私は考えています。

そして、ますますそういった空き家に対する問題を抱えてくる人は増えてくることは想像できますし、だからこそそこに着目して、協力隊に活動拠点という形で自分たちでつくるリノベーションの活動の場、これをつくる動きを見せてはどうかと考えます。そして、そういった空き家に対する取組をふるさと納税とか、そういったもので絡み合わせて、財源措置のある協力隊とふるさと納税の寄附による活性化が可能になるのではないかなと。有効な交付金などを利用して村の課題に対して取り組んでいけることができるのではないかなと、そういった可能性も感じているところです。そういった有効にできる財源で仕組みづくりに取り組んではどうかと考えておりますが、どのような考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 メンターのメンタルアップの部分、地域おこし隊だけではなくて職員も関係

するわけですが、特に協力隊につきましては重層的な支援体制が必要だということが言われています。協力隊員というのは、行政でも住民でもないという特殊な立場にあります。さらに移住者でもあるため、地域づくりの活動をする中で様々なサポートが必要になってくると考えています。このようなサポートが市町村の姿勢、我々の自治体の持つ姿勢に委ねられることもありますし、多くの協力隊員がその中で悩みを抱える一因となっております。また、携わって、自治体職員もそうですけれども、一緒になってやっていきたいというような部分とか、いろんな温度差もあることも事実ですし、隊員が生き生きと活動を展開していく上では、着任している町村あるいは課だけではなくて、やっぱり様々なレベルの地域の住民の方であるとか、いろんな部分で支援体制が求められると思いますし、その辺はまさに太田議員がおっしゃったように、メンタルアップという点で、やっぱりそこはしっかり、村もそうですけれども、役場もそうですけれども、村挙げて支援体制をきちんとサポートして、活動しやすい体制を整えてあげることが必要ではないかというふうに思っております。

2点目のリノベーションという話もありました。実際に今地域おこし隊員が村内の空き家を活用して、更別ベースという仮称でありますけれども、隊員がその中で集まっているなことを話し合ったり、あるいは子どもたちを集めているような活動したりという拠点をつくって活動しているということは聞いております。その部分も隊員の話を書きますと、いろいろ課によっていろんな業務等があるけれども、我々地域おこし隊員はやっぱり村おこしのために来ているのであるから、その部分では横の連携をつかみながら、あるいは悩みもありますし、やりたいこともありますし、その辺を出し合いながら、そしてそのためにはやっぱり拠点となる場所が必要だというふうに話をしていました。私もそう思いますし、今その部分で実際にやっているということ、それと今議員のご指摘があったように、空き家が今ありますから、いろんなところが出てきた場合についてはそういうものを利用して拠点のベースにしてもらうとか、あるいはその具体的な支援というのは検討しなければいけないと思いますけれども、その部分を拠点として活動できる場所を、単にその課の机あるいは椅子ではなくて、村の中においてもそういう拠点が、全体として地域おこし隊全員で共有できるような部分、あるいは村民が共有できる部分としてこれは整備していく必要は大いにあるというふうに考えておりますし、検討もさせていただきたいというふうに思います。

あと、そういう形でふるさと納税とかクラウドファンディングですか、そういうようなものでいろんな部分を活用しながら、財源面での措置も取りながら、そういう動きをしっかりとつくっていく必要があるということについては本当にそう思いますし、一番最初の質問にありましたように、地域おこし隊を募集するときには、例えば商店街の担い手とか、いろんな不足とかがあって、例えば衣料品、ブティックのようなものを村に来てやってみませんか、あるいはうどんを作ったり、うどんのお店を開いてみませんか、あるいは、いろんな形で食料店というのですか、そういうようなものをやっていますかということで、

実際に村の課題とマッチングするような意欲のある若者も、そういう形で具体的に募集をしていくというのやはり一つの方法でもありますし、全国の事例から見ますと先進事例の中にはそういう形で立派にイノベーションを起こして、起業もしてやっているということをお聞きします。

村としては、そういう人たちの受入れについては、チャレンジ資金とか政策金融公庫、商工会等のいろんな起業の支援体制もありますので、そういう部分も含めて、地域おこし隊の活用というのですか、本当にそういう意欲を持った人たちが村に入って地域おこしをしていただけるように村としても考えていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○5番太田議員 村の持つ課題に対して、村も協力隊も協力してやっているのだなということが十分分かりましたし、今後さらに発展していけるような施策を打っていただければと思います。

終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月15日までの4日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から15日までの4日間、休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時43分散会)